令和5年度（2023 年度）
社会福祉施設運営
自己点検・自己評価表
【利用者支援（幼保連携型認定こども園）】

法　　人　　名	
施　　設　　名	
評 価 者 の 氏 名	
評　価　年　月　日	

自己点検・自己評価項目		評　価 1 出来ている　2 出来ていない　3 対象外
運営規程	（１）運営（管理）規程を作成しているか。	1□　2□
	また、実態と相違していないか。	1□　2□
	（２）職員や利用者に規程を周知しているか。	1□　2□
施設設備	（１）設備運営基準に定められている設備を有しているか。 【職員室・保育室（教室）・遊戯室・保健室（事務室と兼用可）・調理室・トイレ・手洗用設備及び足洗用設備・飲料水用設備】	1□　2□
	※３号の子どもが入所している場合 【乳児室・ほふく室・沐浴設備・調乳設備】	1□　2□　3□
	（２）園児一人あたりの面積基準を満たしているか。	1□　2□
	（３）満３歳以上の園児については、学級を編制しているか。	1□　2□
	また、学級数だけ保育室（教室）があるか。	1□　2□
	（４）建物の構造や部屋の用途に変更がある場合は、所定の手続きを行っているか。	1□　2□　3□
	（５）保育室(教室)等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光等は適切か。	1□　2□
	（６）カーテン、カーペット等は防炎加工されたものを使用しているか。	1□　2□
園児	（１）認可・認定定員を超えて入園していないか。	1□　2□
教育・保育計画	（１）全体的な計画が適正に策定されているか。	1□　2□
	（２）全体的な計画に基づき、実際の教育・保育内容を具体化した指導計画が作成されているか。 □　長期的な指導計画（年・期・月） □　短期的な指導計画（週・日）	1□　2□
	（３）満３歳未満の指導計画は、個別的な計画を立てるなどの配慮をしているか。	1□　2□　3□
	（４）個々の園児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行っているか。	1□　2□　3□
	（５）教育・保育の内容などの評価、反省を行い質の向上や改善に努めているか。	1□　2□
	（６）質の高い教育・保育の展開のために、一人一人の職員の資質向上及び職員全体の専門性の向上に努めているか。	1□　2□
	（７）施設長は施設内外での適切な研修計画を作成し、実施しているか。	1□　2□
教育・保育内容	（１）０歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を演じの発達の連続性を考慮して展開しているか。	1□　2□
	（２）在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活リズムを整えるよう工夫しているか。	1□　2□
教育･保育記録等	（１）園児の育ちに関する帳票を整備しているか。 （身体測定の記録・健診結果の記録・教育及び保育経過の記録・疾病、既往歴の記載・保護者等家族についての記載等）	1□　2□
	（２）日誌や児童出席簿を適正に整備しているか。	1□　2□
	（３）個人情報を適切に取り扱っているか。	1□　2□
小学校との連携	（１）「幼保連携型認定こども園園児指導要録」を作成し、就学の際は、小学校へ送付しているか。	1□　2□
	（２）小学校教育への円滑な接続に向けて、小学校の児童の交流の機会を設けたり、小学校教師との意見交換、合同の研修の機会を設ける等の連携を行っているか。	1□　2□
虐待防止等	（１）虐待等の状況が見受けられないか、日々子どもや保護者の様子に留意し早期発見に努めているか。	1□　2□
	（２）不適切な養育の兆候が見られる場合は、市や関係機関と連携しているか。	1□　2□
	（３）園内において、児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	1□　2□
	また、園として、予防措置を講じているか。	1□　2□

自己点検・自己評価項目		評価 1 出来ている 2 出来ていない 3 対象外
健康・衛生管理・事故防止・安全対策	（１）学校医又は嘱託医による定期健康診断等が実施されているか。 また、時期は適切か。 [健康診断は年２回以上、歯科検診は年１回以上]	1□ 2□
	（２）学校保健計画を作成する際は、全ての職員がそのねらいや内容を明確にしながら、子供一人一人の健康の保持及び増進に努めているか。	1□ 2□
	（３）各種マニュアルを整備しているか。また、職員に周知しているか。 （感染症及び食中毒・児童の事故防止・危機管理等）	1□ 2□
	（４）感染症又は食中毒が発生、もしくは発生が疑われる場合は、速やかに関係機関に報告するとともに必要な措置を講じているか。	1□ 2□ 3□
	（５）与薬する場合は、薬連絡票に記入してもらう等適切に預かり、誤飲がないよう対策を講じているか。	1□ 2□ 3□
	（６）SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため仰向けに寝かせる、定期的に睡眠時の状態を観察し記録する等、必要な措置を講じているか。	1□ 2□
	（７）心肺蘇生等の研修を行っているか。	1□ 2□
	（８）災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図っているか。	1□ 2□
	（９）施設及び設備の安全点検、園児に対する安全指導、職員の研修その他安全に関する事項を定めた学校安全計画を策定しているか。	1□ 2□
	(10) 送迎用バスを運行しているか。	1□ 2□ 3□
	(11) (10) で１を選択した場合、安全装置（ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置）の装備をしているか。【R6 年 3 月 31 日まで経過措置】	1□ 2□
	(12) (11) で２を選択の場合、所在確認をおこなったことを記録する書面を備える等の代替措置をおこなっているか。	1□ 2□
保護者との連携	（１）園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図るよう努めているか。 （送迎時の対応・連絡帳・掲示板・園だより・参観・懇談会等）	1□ 2□
教育・保育時間	（１）毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回っていないか。	1□ 2□
	（２）１日の教育課程に係る教育時間は標準４時間としているか。	1□ 2□
	また、保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は１日につき８時間を原則としているか。	1□ 2□ 3□
	（３）保育需要に応じて、適正に教育・保育時間を設定しているか。	1□ 2□
	（４）開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日を原則としているか。	1□ 2□
地域との連携	（１）地域のニーズに応じて子育て支援事業を以下から１つ以上実施しているか。 ア　親子の集いの場の提供等による情報提供、相談支援 イ　地域の家庭に対する情報提供相談支援事業 ウ　保護者の疾病などの理由により家庭において保育されることが一時的に困難となった子どもに対し保育を行う事業 エ　保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業 オ　地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業 （ア、イについては週に１回以上実施しているか。）	1□ 2□
苦情解決体制	（１）苦情解決体制において、苦情解決責任者、苦情受付担当者が選任されているか。	1□ 2□
	（２）第三者委員が選任されているか。	1□ 2□
	（３）苦情解決の体制及び手順等について、利用者、家族等へ周知しているか。	1□ 2□
	（４）苦情解決の記録を、書面によって整備しているか。	1□ 2□
	（５）苦情解決の実績等を公表しているか。（個人情報に関するものを除く。）	1□ 2□
食事提供	（１）給与栄養目標量（食事摂取基準）を適正に設定しているか。	1□ 2□

自己点検・自己評価項目		評価 1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
	（２）献立に基づき給与栄養量、充足率を算定しているか。	1□	2□	
	（３）給与栄養量は、目標量を満たしているか。	1□	2□	
	（４）離乳食がある場合、発達に応じた献立表を作成しているか。	1□	2□	3□
	（５）献立は季節感を取り入れるなど、変化に富んだ内容になっているか。	1□	2□	
	（６）アレルギー対応の必要な園児や障害児など、個々に応じて、かかりつけ医や保護者と連携を図りながら適切に対応しているか。	1□	2□	
	（７）アレルギー対応マニュアル等を職員に周知するとともに、誤食防止のための、必要な措置を講じているか。	1□	2□	
	（８）給食提供未実施の日が頻繁にないか。	1□	2□	
	また、未実施の場合、保護者の理解を得ているか。	1□	2□	3□
	（９）乳幼児にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう食事の提供を含む食育計画を作成し、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」並びに指導計画に位置づけているか。	1□	2□	
	(10) 検食が実施され検食簿を整備しているか。（手作りおやつも含む。）	1□	2□	
	(11) 検食は食事提供前に実施しているか。	1□	2□	
	(12) 給食経費に係る書類（発注書・納品書・請求書・在庫食品受払簿等）は整備されているか。	1□	2□	
	(13) 保存食は原材料（可食部）、調理済食品ともに、50ｇ程度、２週間保存しているか。	1□	2□	
	(14) 保存食は食品ごとに、清潔な容器やビニール袋に密封し－20℃以下で保存しているか。	1□	2□	
	(15) 調乳用のお湯は沸騰させた後、70℃以上に保たれたものを使用しているか。	1□	2□	3□
	(16) 食材の納入時は、調理従事者が立会い、品質等の点検を行っているか。	1□	2□	
	(17) 衛生自主管理点検を個別に実施し、記録しているか。 （調理従事者の個人衛生点検・調理設備等の衛生点検）	1□	2□	
	(18) 調理従事者は調理業務にふさわしい服装で調理しているか。 （調理専用の白衣またはエプロン・帽子または三角巾・調理室専用履物・必要に応じてマスク）	1□	2□	
	(19) 調理従事者及び調乳担当保育教諭の検便は、新規採用時及び毎月１回以上実施しているか。 また、検査項目に腸管出血性大腸菌を加えているか。	1□ 1□	2□ 2□	
	(20) 関税軽減措置適用のスキムミルクを購入している場合、台帳の記録及び整備をしているか。	1□	2□	3□
	(21) ２，３号認定の園児について、食事の提供を行っているか。	1□	2□	
	(22) ３号認定のこどもは自園調理をしているか。 （１，２号認定の園児については、外部搬入も可。）	1□	2□	3□
委託・外部搬入の場合 (1号の場合も含む)	（１）入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示しているか。	1□	2□	3□
	（２）契約関係書類を適切に整備し、通知に基づいて次のような内容を明記しているか。 □ 園と受託業者の業務分担及び経費負担 □ 特定教育・保育施設給食の趣旨を認識し、適正な食材量を使用し所要栄養量が確保される調理を行うこと。 □ 調理従事者の大半は、当該業務について、相当の経験を有する者であること。 □ 調理従事者に対して、定期的に衛生面・技術面の教育・訓練を実施すること。 □ 調理従事者に対して、定期的に健康診断・検便を実施すること。 □ 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提供を求めることができること。	1□	2□	3□

自己点検・自己評価項目		評　価		
		1 出来ている	2 出来ていない	3 対象外
	□　契約書の事項を履行しなかった場合の契約解除 □　代行保障に関すること。 □　園に損害を与えた場合の損害賠償に関すること。 □　業務に関して知り得た個人情報の秘密保持			
	（３）契約の履行状況を確認しているか。	1□	2□	3□